

## 大阪大学核物理研究センター共同利用者等の旅費取扱い基準

### (目 的)

第1条 大阪大学核物理研究センター（以下「センター」という。）から旅費依頼する共同利用者等に係る旅費の取扱いについては、国立大学法人大阪大学旅費規則（以下「旅費規則」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

### (共同利用者等)

第2条 この基準において「共同利用者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 共同利用者 センターが全国共同利用施設として行う募集等に応じて、該当者の所属機関からの命により、センターの施設等を利用して研究等を行う者をいう。
- 二 協同研究員 センターの委嘱によりセンターの職員と協同で、センターの研究プロジェクトを推進する者をいう。
- 三 シンポジウム等参加者 センターが企画する各種シンポジウム、コロキウム及び研究会等に参加する者をいう。
- 四 各種委員会委員 センターが組織する運営委員会及び研究計画検討専門委員会等の委員をいう。

### (旅行内申等)

第3条 共同利用者等に対し、旅行依頼を要する共同利用実験等を計画した者は、責任者を経由して旅行内申書を、遅滞なく研究協力掛へ提出しなければならない。

- 2 研究協力掛は、前項の旅行内申書を受けた場合は、遅滞なく共同利用者等の所属機関等に旅行依頼をするものとする。

### (旅費支給額)

第4条 共同利用者等には、次に規定する旅費を支給する。ただし、予算の都合等により相当の減額をすることができる。

- 一 共同利用者 原則として、センターが運営する共同利用者宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を利用させるものとして、別表共同利用者旅費支給額に定める額
- 二 協同研究員 旅費規則の定額。ただし、宿泊施設を利用させる場合には、相当の減額をすることができる。
- 三 シンポジウム等参加者 旅費規則の定額。ただし、宿泊施設を利用させる場合には、相当の減額をすることができる。
- 四 各種委員会委員 旅費規則の定額から一泊につき2,000円を減じた額。ただし、宿泊施設を利用させる場合には、それ以上の減額をすることができる。

### 附 則

- 1 この基準は、昭和51年9月1日から施行し、昭和51年6月21日から適用する。
- 2 共同利用者のうち、本学の職員（大学院学生を含む。）には、当分の間、旅費は支給

しない。

附 則

この改正は、昭和52年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和61年4月21日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和62年4月8日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年11月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成2年4月25日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成6年7月15日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年9月1日施行の附則2は廃止する。

別表 共同利用者旅費支給額

区 分		支 給 額		
教育職（一）	一般職(一)相当	鉄 道 賃	日 当	宿 泊 料
指定職		一般職（一）3級 以下の者に支給さ れる額に相当する 額	1,700円	1,800円
4-6以上	9級以上		1,500円	
2-8 ~4-5	4級~8級		1,300円	
2-7以下	3級以下		1,050円	